

件名	亀山市固定資産評価審査委員会 条例の一部を改正する条例	財務部 納税室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>行政不服審査制度について、公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大を行うために全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び同法施行令（平成27年政令第391号）が平成28年4月1日から施行されます。</p> <p>これに伴い、固定資産評価審査委員会の審査の手続などについて見直しが必要となることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）審査の申出の規定について、次のとおり改めることとします。</p> <p style="text-align: right;">< 第5条関係 ></p> <p>ア 審査申出書に記載しなければならない審査申出人の「住所」を「住所又は居所」に改めます。また、審査申出書に記載しなければならない事項に「審査の申出に係る処分の内容」を加えます。</p> <p>イ 審査申出人の代表者等がその資格を失ったときは、書面でその旨を届け出なければならないこととします。</p> <p>（2）書面審理の規定について、次のとおり改めることとします。</p> <p style="text-align: right;">< 第7条関係 ></p> <p>ア 電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合についても、弁明書が提出されたものとみなします。</p> <p>イ 市長が審査の申出の全部を容認する場合についても、審査申出人に対して弁明書の副本等を送付しなければならないこととします。</p> <p>ウ 審査申出人から反論書の提出があった場合には、これを市長に送付しなければならないこととします。</p> <p>（3）決定書に記載すべき事項を定めるとともに、決定書には委員会が記名押印することとします。 < 第12条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

< 参考 >

電子情報処理組織とは、電子計算機と電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいいます。電子計算処理組織を使用した弁明とは、電子メールによる弁明書の提出が該当することとなります。

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第7号

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

亀山市固定資産評価審査委員会条例（平成17年亀山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第7条中第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これ

を市長に送付しなければならない。

第12条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の亀山市固定資産評価審査委員会条例第5条第2項、第3項及び第6項、第7条第2項、第3項及び第5項並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。